

常陸太田市 中小企業等DX促進事業費補助金

デジタル化を検討している中小企業・個人事業主の皆様へ

市内の中小企業者が経営課題の解決や事業転換を目指し、デジタル技術を活用した販路開拓や生産性向上に新たに取り組む事業に対し、システム導入費や機器購入費、人材育成・教育費などの費用の一部を補助します。

補助上限額

1補助対象者あたり

20 万円

- ◆機器購入費に対する補助上限は 10 万円
- ◆補助対象経費の総額の3分の2以内(1,000円未満切り捨て)
- ◆予算の範囲内における補助とします。



対象者

- ・市内に主たる事業所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者)
- ・市税等を滞納していないこと
- ・同一の申請内容で過去に他の公的機関等から補助金等を受けていないこと

手続きの流れ

①交付申請

【申請者】

裏面に掲載の申請書
等を提出します

②交付決定

【市】

交付決定通知書を
送付します

③実績報告書の提出

【申請者】

実績報告書(様式第7号)、
事業成果書(様式第8号)、
収支決算書(様式第9号)、
補助対象経費の支払い
を証する書類の写し及
び添付書類を添えて提
出します

⑥交付請求

【市】

指定の口座へ
お振り込みし
ます

⑤補助金交付

【申請者】

交付請求書
(様式第11号)
を提出します

④補助金確定

【市】

補助金確定通
知書を送付し
ます

補助対象事業が完了し
た日から30日を経過し
た日又は当該年度の末
日のいずれか早い日ま
で

対象事業

デジタル技術を活用し、販路開拓や生産性向上に新たに取り組む事業

- ・販路開拓

デジタル技術を活用して販路開拓(電子商取引、キャッシュレス決済等の非接触型の商取引を推進するもの等)に取り組み、売り上げにつながることが見込まれる事業

- ・生産性向上

デジタル技術を取り入れることで、業務の効率化、人的コスト削減・人手不足の解消、生産量拡大(生産速度の向上含む)、不良率低減等の生産性向上に取り組む事業

◆すでにデジタル技術を活用している事業のグレードアップ・機器購入等は対象となりません。

対象経費

下表に掲げる経費

◆他の公的機関等から補助金等を受ける場合は対象となりません。

◆補助金の交付決定前に支払われた経費は、対象となりません。

◆年度内に事業が完了し、実績報告(支払いまで完了)したものが対象になります。

対象経費	内容等
コンサルティング費	データやデジタル技術の活用について必要なITコンサルティングにかかる費用等(専門家利用料等)
サービス・製品開発費	ビジネスモデル等の変革に必要な自社のサービス、製品の開発にかかる費用(外注費、原材料費等)
システム導入費	業務プロセス等の変革に必要なシステム導入にかかる費用(外注費、ソフトウェア使用料・購入費、ホームページ製作費等)
DX人材育成・教育費	自社のDX人材の育成・教育に必要な講座受講等にかかる費用(講座受講料、講師謝礼、講師派遣経費等)
機器購入費(補助上限10万円)	デジタル技術活用に必要な機器等(パソコン、カメラ、入力端末購入費等)
その他の費用	その他のDX化の取り組みに必要な費用のうち、市長が必要と認める費用

申請に必要な書類

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・収支予算書(様式第3号)
- ・申請者の主な事業内容、社歴等の概要を説明する資料
- ・登記事項証明書(個人の場合にあっては住民票)
- ・市税等に滞納がないことの証明書
- ・その他市長が必要と認める書類

提出先・お問い合わせ先

常陸太田市商工観光部商工振興・企業誘致課

〒313-8611 常陸太田市金井町3690

TEL : 0294-72-3111(内線621・622) FAX : 0294-72-0288

E-mail : yuchi@city.hitachiota.lg.jp

HP : <https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page007963.html>



DX促進